

## 新被保険者証 発送のご案内

- ◇令和4年7月20日（水）に新しい被保険者証を簡易書留にて郵送しました。
- ◇令和4年8月1日からは「**うぐいす色**」の被保険者証をお使いください。
- ◇有効期限は、令和5年7月31日です。（後期高齢者へ移行する方やその家族の方は有効期限が異なる場合がございます。）

### ◎被保険者証のお受け取り方法について

- ・原則、組合員宛に「**簡易書留**」で郵送しております。（勤務先事業所等へ送付の方もいます。）
- ・簡易書留は、配達員から対面で受け取る必要があります。配達時に不在の場合、「ご不在連絡票」が投函されますので、保管期限（配達から7日）内に必ず再配達申し込みをしてお受け取りください。
- ・保管期限内に受け取れなかった場合は、組合本部（静岡市葵区鷹匠）に戻ってきますので、該当された方は本部（054-252-3912）または所属の支部へご連絡ください。

### ◎有効期限の切れた被保険者証について

- ・有効期限が切れた被保険者証は原則返却不要です。
- ・令和4年7月31日までの被保険者証「**藤色**」は、8月1日以降はさみなどで切断し、ご自身で処分してください。（所属の支部または組合本部へご返却いただくことも可能です。）
- ・**新しい被保険者証と間違えて処分しないよう、十分ご注意ください。**

